

1. バイトテロ行為「不適切動画投稿」であらためて問われる企業のソーシャルリスク対策

飲食店やコンビニの従業員が投稿した不適切動画問題が、企業の評判に悪影響を及ぼしかねない事件が、立て続けに起こりました。対応については、従業員に損害賠償請求訴訟を起こす決定をした企業、全店休業して社員研修を行う決定をした企業と様々ですが、SNSを活用する企業も個人も増えている中では、いつ問題に巻き込まれても不思議はありません。まだ社会人としての自覚に乏しい新入社員の入社も近づくこの時期は、自社の対策を確認しておくべき時期とも言えるでしょう。あるウェブサイトのユーザーサポート会社の調査によると、ソーシャルリスク対策について「未実施。今後も実施なし」と回答したのは 5.2%で、多くの企業が対策を行っています。具体的には、「研修の実施」39.1%、「ガイドライン作成」37.2%、「マニュアル作成」30.9%が上位に入っています。しかしながら、従業員数別に見ると 100 人以上 300 人未満の研修の実施率が 50%であるのに対し、100 人未満では 19.1%と、十分な対策が取られていない可能性があります。

企業の対策としては、研修の実施や朝礼時の啓発を継続的に行うとともに、雇入れ時に、自筆で、バイトテロを起こした場合の損害賠償を約束させる誓約書を取り交わすのが望ましいでしょう。例えば、店舗の復旧に必要な清掃や消毒、商品の廃棄や交換、休業補償などを当事者負担で行うことを明文化しておくなどです。また用意された誓約書にサインさせるのではなく、従業員自身に内容を書かせることが、バイトテロ行為を行うことのリスクを自覚させるのにより有効でしょう。

一部報道では、バイトテロを行った本人は「せいぜいクビになるだけ」という認識だとされていましたが、不適切動画の投稿はスマートフォン 1 台あれば簡単にできますし、投稿する従業員自身も社会問題に発展しかねないリスクを自覚していない可能性があります。新入社員だけでなく、既存の従業員も対象に、一度研修の実施を検討してはいかがでしょうか。

2. パート・有期雇用労働者の待遇差—「同一労働・同一労働」の点検を

「働き方改革関連法」の 1 つとして、来年 4 月から、従来の「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」より、有期契約労働者も含むものとして「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」=いわゆるパートタイム・有期雇用労働法に改正され、同法中に「不合理な待遇の禁止」(第 8 条)と「差別的取扱いの禁止」(第 9 条)が定められました。「同一労働同一賃金」という言葉は頻りに耳にしますが、どのような観点で判断するのか詳しくみてみます。

「不合理的待遇差の禁止」とは、基本給、手当、賞与や福利厚生といった待遇のそれぞれについて、①職務内容(業務の内容+責任の程度)、②職務内容と配置の変更の範囲、③その他の事情から、その待遇の性質・目的に照らして適切と認められるものを除き、差違を設けることが禁止されました。なお、ガイドライン(「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」)では、「将来の役割期待が異なる」といった主観的・抽象的な説明では足りず、①～③の客観的・具体的な実態に照らして不合理であってはならない、としている点に注意が必要です。そして、①②が正社員と同一であるに関わらず、パートタイム・有期契約労働者であることを理由として待遇のそれぞれについての差別的取扱いが禁止されました。また、正社員との待遇差の内容や理由についてパートタイム・有期契約労働者から説明を求められた場合に依る義務も定められました(第 14 条)。

改正法施行までしばらく期間はありますが、社内の状況を把握し、対応の検討を始めるのに早すぎではありません。厚生労働省より自社の状況を点検することができる「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」も公開されましたので、ご活用されてはいかがでしょうか。→(<https://www.mhlw.go.jp/content/000468444.pdf>)



● 編集後記 ●

昨年より夫が単身で中国(上海・蘇州)に赴任しており、先日、様子を見に行ってきました。中国の印象は、それはもう本当に国の勢いがスゴイ！当たり前ですが人がとにかく多い！そして、日本人には長時間見ていると疲れそうな派手できらびやかな電飾を施した高層ビル群、建物もドミノのように細く背が高いビルがびっしり建ち並び、圧倒されます！活気に満ち溢れていました。国際的に恥ずかしくないようマナーも備えるべく、地下鉄などいたるところに「整列しよう」というマナー広告も貼られていて、脅威を感じました。安倍政権が「一億総活躍社会！」と言っている意味が分かった気がしました。日本人全員でがんばらないと、あっという間に中国のパワーに巻き込まれてしまいそうな感じがしました。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
 秋山・隅谷・安部(武蔵野統括支部)